

EUのサステナビリティ開示・保証の規制動向 (2025年2月)

欧州委員会は、サステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示要件について大幅な軽減を提案

2025年2月26日

欧州委員会（EC）は、企業のサステナビリティ報告とデューデリジェンスに関する開示の負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法規制（「オムニバスパッケージ」）を提案しました。オムニバスパッケージには、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）およびEUタクソミー規則を改正する指令の提案が含まれています。

このオムニバスパッケージは、[2025年1月](#)に発表された「EU競争力コンパス（羅針盤）」に続くものであり、今後5年間のECの作業の指針となることを意図しており、欧州の経済的活力を再活性化することを意図した優先的な行動を列挙しています。

このパッケージでは、CSRDの適用対象企業の範囲を修正することを提案しています。CSRD改正案は、貸借対照表日の平均従業員数が1,000人超かつ純売上高が5,000万ユーロ超、または総資産が2,500万ユーロ超のEU域内企業に適用されます。連結ベースでこれらの規準を満たすEU域内の親会社についても同様に適用されます。これらの規準を満たさないEU域内企業は、CSRDの適用対象外となります。対象外の企業について、ECは、[2024年12月](#)にEFRAGによって公表された中小企業（SMEs）向けの任意の報告基準に基づき、別途任意の報告基準の委任法を採択し、適用する予定です。

オムニバスパッケージの中で、ECはさらに、大規模企業から小規模企業へのデータ要求について「トリクルダウン（trickle-down）」を減らすことを目指しています。提案の下、バリューチェーン内の企業がCSRDの適用対象外である場合、委任法として採択予定の任意の報告基準において規定された情報を超えてそれら企業に対して情報を要求することは認められません。

また、企業に報告が求められるデータポイント数の大幅な削減、不明瞭な規定の明確化、他の法規制との整合性の改善を図ることを目的とし、ESRSs（欧州サステナビリティ報告基準）を制定するための委任法を改正するコミットメントが提案には含まれています。報告企業のコストのさらなる増加を回避するために、ECは2028年10月1日までに合理的保証への移行と、セクター別のサステナビリティ報告基準の採用を取りやめることを検討します。

さらに、この提案は、現行のCSRDの下での報告義務適用開始を2年延期させることとし、Wave2（Wave1に含まれていなかった大企業群）は2025年から2027年に、Wave3（上場中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険企業）は2026年から2028年にそれぞれ延期します。この提案では、従業員1,000人以下の大企業（すなわち、現在Wave2に含まれる企業の一部と、Wave1に含まれる企業の一部）と上場中小企業（すなわちWave3に含まれる全ての企業）を対象外とします。延期の目的は、これらの企業が2025会計年度（Wave2）または2026会計年度（Wave3）に報告を要求され、その後この要求から解放される状況を回避することにあります。

このパッケージはまた、企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）の報告要件の改正を提案しています。これらの要求事項はこの提案の下で大幅に簡素化され、削減されることになります。CSDDDの実施期限は2028年に1年延期されます。

EUタクソミー規則については、平均1,000人以上の従業員を有し、純売上高が4億5,000万ユーロ未満で、かつ、企業の活動がタクソミー規則の下で環境的にサステナブルな経済活動と関連していると主張しない大企業に対して、タクソミー報告規則の遵守コストを完全に排除する「オプトイン（Opt-in）」制度の導入が提案されています。

EUタクソミーにおけるその他の変更には、レポートテンプレートの簡素化、企業の適格活動が10%未満の場合に適合性の開示を義務付けないとする重要性閾値の導入、トランジション・ファイナンスを促進するために部分的な開示をするオプションの導入、銀行が使用するグリーン資産比率（GAR）を簡素化しより有用なものとする、営業経費の報告義務範囲の縮小、特定の「重大な害を及ぼさない」（DNSH）規準の簡素化などがあります。

次のステップとして、ECの提案は欧州議会と欧州連合理事会に提出され、EUの通常の立法手続きの下で精査されます。これは提案の修正につながる可能性があります。最終決定され採択されれば、この法律はEU官報に掲載された後に発効し、加盟国の法律に法制化される必要があります。

詳細は、以下のECウェブサイトをご覧ください。

- [Press release](#) : プレスリリース
- [EC Q&A on the omnibus package](#) : オムニバスパッケージの Q&A
- [Omnibus I - COM \(2025\) 80](#) : オムニバスパッケージ (COM (2025) 80)
- [Omnibus I - COM \(2025\) 81](#) : オムニバスパッケージ (COM (2025) 81)
- [Staff Working Document Accompanying the documents COM \(2025\) 80-81](#) : 委員会スタッフ作業文書

原文（英語）：[EC proposes significant reduction in sustainability and due diligence reporting requirements](#)

※本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>